

2007年3月8日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

市税の調定、徴収状況の管理及び決算事務に係るコンピュータ処理について（答申）

2007年3月8日付けで諮問（第244号）された市税の調定、徴収状況の管理及び決算事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性は、「3審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するにあたりコンピュータ処理をする必要性についての合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市は平成18年度軽自動車税を全国初でクレジットカードによる納付の実証研究を実施した。

これは、納税者の利便性の向上、納税の徴収率向上策の一つとして、また、クレジットカード納付の導入に向けた課題の洗い出し及び市民の意向を把握することを目的として実施したものである。

その実績として、対象76,530件のうち、件数2,200件、金額7,357,700円のクレジットカード納付があり、期限内納付率も前年度と比較して3.1%上昇した。この結果から、クレジットカード納付が納税者の利便性の向上に寄与し、自治体にとっても有効な収納手段の1つとしてみることができる。

一方、大きな課題として、手数料の問題が考えられる。他の収納手段での手数料は1件あたり何円と件数での計算になるが、クレジットカード納付の手数は金額の約1%で計算され、税額の高い固定資産税等には採用し難いところがある。この課題については、今後幅広い視点から検討する必要があると考える。

以上の効果検証を踏まえ、平成19年度は18年度同様に軽自動車税のクレジットカード納付を定例運用として予定するものである。

(2) コンピュータ処理の必要性について

ア コンピュータ処理をする必要性

このクレジットカード納付を実施するにあたり、平成18年度と同様、藤沢市サイト、税情報サイトを新たに構築しなければならない。これは、義務者等がインターネットを利用し軽自動車税をクレジットカード納付する場合、該当の税額を特定してクレジットカード決済システム（既存のカード会社のシステム）に移行する必要から、コンピュータ処理をする必要性がある。

イ コンピュータ処理する個人情報の範囲

対象税目は軽自動車税とする。

（納期が5月の1期のみ、金額が一定額である、税率区分が少ない、手数料も他の収納手段と同等である等の理由による）

(ア) 通知書番号

(イ) 税額

(ウ) ナンバープレート番号

(エ) 処理日

ウ 対象件数

約7万7千件

(3) 安全対策について

クレジットカード納付の実施においては「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、 「藤沢市情報セキュリティポリシー」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守するとともに、別紙「藤沢市クレジット納付に係わる個人情報等取扱要領」に沿って安全対策に努める。

また、通信手段として、通信回線上、情報は「SSL（暗号化通信）」で行う。

個人情報を取り扱うGMOペイメントゲートウェイ株式会社とは「サイト運営管理委託」契約を締結する。

(4) 実施期間について

2007年5月1日から2007年5月31日まで

(5) 添付書類

- ア クレジットカード納付のイメージ図
- イ セキュアメールの概要
- ウ 業務委託契約書（案）
- エ 藤沢市軽自動車税のクレジットカード納付に係る税情報サイト運営管理業務委託仕様書
- オ データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書
- カ GMOペイメントゲートウェイ株式会社の会社概要
- キ T I S株式会社の会社概要
- ク 個人情報取扱業務届出書（登録番号 013-02）
- ケ 藤沢市コンピュータシステム管理運営規程

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由によりコンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理する必要性について

このクレジットカード納付を実施するにあたり、平成18年度と同様、藤沢市サイト、税情報サイトを新たに構築しなければならない。これは、義務者等がインターネットを利用し軽自動車税をクレジットカード納付する場合、該当の税額を特定してクレジットカード決済システム（既存のカード会社のシステム）に移行することから、コンピュータ処理をする必要性がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、クレジットカード納付の実施においては条例、「藤沢市情報セキュリティポリシー」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守するとともに、別紙「藤沢市クレジット納付に係わる個人情報等取扱要領」に沿って安全対策に努めることとしている。

また、通信手段として、通信回線上、情報は「SSL（暗号化通信）」で行う。

個人情報を取り扱うGMOペイメントゲートウェイ株式会社とは「サイト運営管理委託」契約を締結する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。ただし、T I Sにも条例の適用を可能とするために、T I Sとの間で委託契約もしくはそれに準ずるものを締結することを条件とするものである。

以 上